

## 「町村議会のあり方に関する研究会」第4回議事概要

日 時：平成29年11月21日（火）10：00～12：30

場 所：総務省内会議室

出席者：小田切座長、山本座長代理、江藤構成員、大屋構成員、宍戸構成員、勢一構成員、谷口構成員

幹 事：山崎自治行政局長、篠原大臣官房審議官、阿部住民制度課長、渡邊外国人住民基本台帳室長、海老原市町村課長、植田行政経営支援室長

事務局：吉川行政課長、松谷行政企画官、藤井行政課課長補佐

### 【議事次第】

1. 開会
2. 第3回研究会における主な議論について
3. 議論の方向性（案）について
4. 閉会

### 【意見交換（概要）】

#### 議会のあり方に係る2つの方向性について

##### [総論]

- 専門議員による議会のあり方と兼業議員による議会のあり方の2つの選択肢だけでなく、「現行議会のあり方を基本として議会改革の取組を進める方向性もある」ということを明確にしたい。
- 専門議員による議会のあり方や兼業議員による議会のあり方を整理する上では様々な制度改正が考えられるが、各自治体がいずれかの議会のあり方を選択するに当たっては、基本的には一連の制度を全てセット（パッケージ）で導入すべきであり、その一部のみを導入することは認めるべきではないと考えられる。
- 兼業議員による議会のあり方を選択する場合において、一定額以上の契約の締結などを議決事件から除外することと、請負禁止を緩和して代替的監視機能を導入することなど、論理的に繋がりのある一連の制度については必然的にセットで導入する必要があるが、たとえば除外する議決事件の範囲について、各団体の判断によって一定の幅を認めることなどは許容できると考えられるのではないか。
- 専門議員による議会のあり方や兼業議員による議会のあり方については、議員のなり手不足という課題を抱える地方公共団体の議会を念頭に置いたものであり、全地方公共団体に共通の制度ではなく、小規模団体における特例的な制度というイメージではないか。

- 専門議員による議会のあり方において、住民が議員とともに政策的議論に参画する制度を併せて導入することで、専門議員と兼業議員が混在する議会のあり方と同様の姿を実現することは可能であると考えられるのではないかと。一方で、兼業議員による議会のあり方は、代表制タウンミーティングに近いものと考えられるのではないかと。
- 専門議員による議会のあり方においては、議員は首長とともに政策立案にも関わるイメージであり、兼業議員による議会のあり方においては、議員は首長の監視機能に特化したイメージになるのではないかと。

#### [選出方法]

- 選出方法について、兼業議員による議会のあり方は議員数を増やすことを想定するとすれば、地方議会・議員に関する研究会の提言における制限連記制や選挙区設置の方向性と整合的と考えられるが、小規模団体における選挙事務の負担という観点では制限連記制よりも選挙区設置が好ましいという話になるのではないかと。
- 小規模自治体において兼業議員による議会のあり方を導入する場合に、住民構成において年齢層や職業に偏りがあることや、移住者などが存在することを踏まえ、多様な者の意見を議会構成にどのように反映するか、少数者にどのように配慮するかといった観点も重要ではないかと。
- 制限連記制は、有権者が複数の票を投じることにより、議会構成に多様性をもたらすという効果もある。

#### [議員報酬]

- 専門議員による議会のあり方について、生活給を保障する程度の議員報酬とすることを想定するとすれば、議員報酬の引き上げについて住民の理解を得ることが課題となるのではないかと。
- 議員のなり手不足という非常事態への対応として、住民の理解が得られるように議員の活動量を増加させ、これに伴い若者が専門議員として暮らしていける程度の報酬水準を支給できるようにする必要があるのではないかと。
- 人口規模別に議員報酬と議員のなり手不足の状況を分析し、なり手不足解消に資する議員報酬額を検討することも考えられるのではないかと。

#### [請負禁止緩和に際しての代替措置]

- 請負禁止緩和に際しての代替措置については、議員関係企業等と当該地方公共団体が契約した際に契約詳細を公表することなども考えられるが、小規模な市町村における事務負担や議員に及ぼす影響についてどう考えるかという議論がある。
- 契約関係情報の公表については、一部の自治体では自主的に実施されているほか、情報公開請求もできることとされている。これらを踏まえ、現在どの程度の透明化が図られているのか、その上で事務負担がどの程度支障となるのかなどを整理する必要があるのではないか。

#### 住民参画の拡充について

- 住民が議員とともに政策的議論に参画する制度について、住民の出席を義務化するかどうかについては議論もあると考えられるが、政策的議論に参画することを契機に、議員への興味関心の喚起も期待できるのではないか。
- 住民が議員とともに政策的議論に参画する制度を導入する場合、そのサポートをする議会事務局の機能が大変重要になる。
- 代表性・公開・審議の3つが議会の本質的構成要素と考えられるところ、住民が議員とともに政策的議論に参画する制度を導入したとしても、それは議会そのものではないという意味で、「代表性」（議決権）は持たないことを明確にする必要があると考えられる。

#### 議員と公務員の兼職禁止について

- 公務員が同一自治体の議会の議員になろうとする場合には、（執行機関と議事機関を兼ねることは不相当との観点から）一旦退職することを求めることが適当と考えられるが、公務員が他団体の議会の議員になろうとする場合（都道府県の職員が市町村の議会の議員になる場合など）について一旦退職することを求める必要があるのかについては、もう少し慎重に議論してもいいかもしれない。